

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
	番号法施行に伴う統合宛名管理及び特定個人情報の連携に関する事務 重点項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八戸市は、番号法施行に伴う統合宛名管理及び特定個人情報の連携に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書は、各業務における評価書の団体内統合宛名システムにおける統合宛名の管理及び特定個人情報の連携に関する事務について統一的に評価したものである。

評価実施機関名

八戸市長

公表日

令和7年8月29日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	番号法施行に伴う統合宛名管理及び特定個人情報の連携に関する事務
②事務の内容	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)及び八戸市個人番号の利用に関する条例により個人番号を利用することができる事務で管理されている個人を、一意に個人が特定できる番号(団体内統合宛名番号)で紐づけて管理する。 ②番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定められている特定個人情報を団体内統合宛名番号を用いて中間サーバーに必要な業務情報を格納、他団体との情報連携を行う。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	①宛名管理機能:既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、団体内統合宛名システム内の統合宛名DBに反映を行う。 ②統合宛名番号の付番機能:個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 ③符号要求機能:個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 ④情報提供機能:各業務で管理している提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 ⑤情報照会機能:中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [O] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム [O] 宛名システム等 [O] 税務システム [O] その他 (中間サーバー)

システム2～5

システム2

①システムの名称	
②システムの機能	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

システム4		
①システムの名称	各業務を所管する部署において番号法により定められた情報項目を他機関へ提供を受けるため。	
②システムの機能		
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()	
システム6～10		
システム11～15		
システム16～20		
3. 特定個人情報ファイル名		
基幹宛名情報ファイル 統合宛名番号情報ファイル 符号取得依頼情報ファイル 情報提供ファイル 照会内容情報ファイル 情報照会結果ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	番号法第9条第1項・第2項及び八戸市個人番号の利用に関する条例	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	☐ 実施する ☐ <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号・第9号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	総務部情報政策課	
②所属長の役職名	総務部情報政策課 課長	
7. 他の評価実施機関		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
基幹宛名情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民(住登者) ・番号法で個人番号の利用が認められている事務において管理されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)
その必要性	情報提供ネットワークを利用した情報照会・情報提供を行うために、本市における住登者、住登外者を一意に特定する必要があるため。
④記録される項目	10項目以上50項目未満 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	番号法により他機関との情報連携を行う際に、各業務所管課で管理している宛名番号と個人番号を紐付け一意に管理するため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	2016/3/3
⑥事務担当部署	総務部情報政策課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☒ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (団体内統合宛名システムへの入力)
③使用目的 ※		他機関との情報連携を行うために統合宛名番号を用いた基本4情報等の統一的管理を行うため。
④使用の主体	使用部署	番号法及び八戸市個人番号の利用に関する条例で個人番号を使用できる事務を所管する部署
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・各業務システムで保有している宛名番号を団体内で統一的に管理し、個人を識別するための団体内統合宛名番号を付番し、各業務システムの宛名番号と団体内統合宛名番号、基本4情報、個人番号を紐付けて、格納・管理する。 ・団体内統合宛名番号、個人番号、もしくは基本4情報を検索キーとして、個人情報を照会する。
	情報の突合	既に登録されている個人を重複して登録することがないよう、新規登録者は基本4情報及び個人番号を用いて登録状況の確認を行う。
⑥使用開始日		平成29年7月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1		
団体内統合宛名システム改修・運用支援		
①委託内容	団体内統合宛名システム改修・運用支援に関する作業を行う	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社 北東北公共ビジネス部	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		
団体内統合宛名システム機器保守		
①委託内容	団体内統合宛名システム機器の保守作業を行う	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社 北東北公共ビジネス部、 【再委託先】富士通ディフェンス&ナショナルセキュリティ株式会社 八戸サービスセンター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託する事務の内容や再委託理由、責任体制、情報セキュリティ対策の内容、再委託先の監督方法などを記載した書類の提出を受け、承認する。
	⑥再委託事項	ハードウェア等保守業務
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	関係者や許可された者以外が立ち入りできない、施錠された部屋(コンピュータ室)に保管する。
7. 備考	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
統合宛名番号情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	・住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民(住登者) ・番号法で個人番号の利用が認められている事務において管理されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)	
その必要性	情報提供ネットワークを利用した情報照会・情報提供を行うために、本市における住登者、住登外者を一意に特定する必要があるため。	
④記録される項目	10項目以上50項目未満 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()	
	その妥当性	番号法により他機関との情報連携を行う際に、各業務所管課で管理している宛名番号と個人番号を紐付け一意に管理するため。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	2016/3/3	
⑥事務担当部署	総務部情報政策課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☒ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (団体内統合宛名システムへの入力)
③使用目的 ※		統合宛名番号を用いて一意に特定管理するため
④使用の主体	使用部署	番号法及び八戸市個人番号の利用に関する条例で個人番号を使用できる事務を所管する部署
	使用者数	☐ 100人以上500人未満 <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・付番された統合宛名番号を各業務システムへ連携する
情報の突合		対象者は一意となるよう個人番号、統合宛名番号、宛名番号を使用する。
⑥使用開始日		平成29年7月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1		
団体内統合宛名システム改修・運用支援		
①委託内容 団体内統合宛名システム改修・運用支援に関する作業を行う		
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名 富士通Japan株式会社 北東北公共ビジネス部		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		
団体内統合宛名システム機器保守		
①委託内容 団体内統合宛名システム機器の保守作業を行う		
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名 富士通Japan株式会社 北東北公共ビジネス部、 【再委託先】富士通ディフェンス&ナショナルセキュリティ株式会社 八戸サービスセンター		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託する事務の内容や再委託理由、責任体制、情報セキュリティ対策の内容、再委託先の監督方法などを記載した書類の提出を受け、承認する。
	⑥再委託事項	ハードウェア等保守業務
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	[] 提供を行っている（ ）件 [○] 移転を行っている（ ）件 [] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他（ ）
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	団体内統合宛名番号の格納を必要とする庁内業務システム
①法令上の根拠	番号法第9条第1項、2項及び八戸市個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	八戸市個人番号の利用に関する条例による対象業務を実施するために利用する。
③移転する情報	団体内統合宛名番号に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	各業務において対象となる住登者・住登外者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他（ ）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	関係者や許可された者以外が立ち入りできない、施錠された部屋(コンピュータ室)に保管する。
7. 備考	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
符号取得依頼情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民(住登者) ・番号法で個人番号の利用が認められている事務において管理されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)
その必要性	情報提供ネットワークを利用した情報照会・情報提供を行うために、本市における住登者、住登外者を一意に特定する必要があるため。
④記録される項目	10項目以上50項目未満 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	番号法により他機関との情報連携を行う際には、個人番号は使用せず符号を使用するため、符号取得のための情報が必要になるため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	2016/3/3
⑥事務担当部署	総務部情報政策課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☒ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (団体内統合宛名システムへの入力)
③使用目的 ※		符号を用いた他機関との情報連携を行うため
④使用の主体	使用部署	情報政策課
	使用者数	☐ 100人以上500人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・中間サーバーへの符号取得要求と、符号要求後の中間サーバーからの処理通番を受取り、処理通番と個人番号の住民基本台帳ネットワークへの送信を行う。情報提供ネットワークは、住民票コードにより変換された符号を中間サーバーへ送信し、中間サーバーへ格納される。
	情報の突合	対象者は一意となるよう個人番号を使用する。
⑥使用開始日		平成29年7月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1		団体内統合宛名システム改修・運用支援	
①委託内容		団体内統合宛名システム改修・運用支援に関する作業を行う	
②委託先における取扱者数		[10人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		富士通Japan株式会社 北東北公共ビジネス部	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項2～5			
委託事項2		団体内統合宛名システム機器保守	
①委託内容		団体内統合宛名システム機器の保守作業を行う	
②委託先における取扱者数		[10人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		富士通Japan株式会社 北東北公共ビジネス部、 【再委託先】富士通ディフェンス&ナショナルセキュリティ株式会社 八戸サービスセンター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	再委託する事務の内容や再委託理由、責任体制、情報セキュリティ対策の内容、再委託先の監督方法などを記載した書類の提出を受け、承認する。	
	⑥再委託事項	ハードウェア等保守業務	
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	関係者や許可された者以外が立ち入りできない、施錠された部屋(コンピュータ室)に保管する。
7. 備考	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
情報提供ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民(住登者) ・番号法で個人番号の利用が認められている事務において管理されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)
その必要性	情報提供ネットワークを利用した情報照会・情報提供を行うために、本市における住登者、住登外者を一意に特定する必要があるため。
④記録される項目	100項目以上 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	番号法により定められた情報項目を他機関へ提供するため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	2016/3/3
⑥事務担当部署	総務部情報政策課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☒ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (団体内統合宛名システムへの入力)
③使用目的 ※		各業務を所管する部署において番号法により定められた情報項目を他機関へ提供するため。
④使用の主体	使用部署	番号法及び八戸市個人番号の利用に関する条例で個人番号を使用できる事務を所管する部署
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・各業務所管部署から庁内連携、オンライン入力により取得した特定個人情報を副本として中間サーバーへ連携する。中間サーバーは他機関からの情報照会に対して、情報提供ネットワークを通して情報提供を行う。
	情報の突合	対象者の特定個人情報は一意となるよう団体内統合宛名番号を使用する。
⑥使用開始日		平成29年7月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1		
団体内統合宛名システム改修・運用支援		
①委託内容	団体内統合宛名システム改修・運用支援に関する作業を行う	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社 北東北公共ビジネス部	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		
団体内統合宛名システム機器保守		
①委託内容	団体内統合宛名システム機器の保守作業を行う	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社 北東北公共ビジネス部、 【再委託先】富士通ディフェンス&ナショナルセキュリティ株式会社 八戸サービスセンター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託する事務の内容や再委託理由、責任体制、情報セキュリティ対策の内容、再委託先の監督方法などを記載した書類の提出を受け、承認する。
	⑥再委託事項	ハードウェア等保守業務
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている () 件 [☐] 移転を行っている () 件 [☐] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第1欄に掲げる者
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる情報を他機関へ提供するため
③提供する情報	番号法によって定められた情報で、八戸市が他機関へ提供しなければならない全情報項目
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民 ・番号法で個人番号の利用が認められている事務において管理されている住民基本台帳に記録されていない住民
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	他機関から情報照会があった都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	関係者や許可された者以外が立ち入りできない、施錠された部屋(コンピュータ室)に保管する。
7. 備考	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
照会内容情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	・住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民(住登者) ・番号法で個人番号の利用が認められている事務において管理されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)	
その必要性	情報提供ネットワークを利用した情報照会・情報提供を行うために、本市における住登者、住登外者を一意に特定する必要があるため。	
④記録される項目	10項目以上50項目未満 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()	
	その妥当性	番号法により定められた情報項目を他機関へ照会する必要があるため。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	2016/3/3	
⑥事務担当部署	総務部情報政策課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☒ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (団体内統合宛名システムへの入力)
③使用目的 ※		各業務を所管する部署において番号法により定められた情報項目を他機関へ照会するため。
④使用の主体	使用部署	番号法及び八戸市個人番号の利用に関する条例で個人番号を使用できる事務を所管する部署
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・各業務所管部署が他機関へ情報照会を行う際、各業務システムからの庁内連携やオンライン入力により、照会内容情報ファイルを作成し中間サーバーへ情報照会要求を行う。
	情報の突合	対象者の情報照会要求は一意となるよう団体内統合宛名番号を使用する。
⑥使用開始日		平成29年7月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1		
団体内統合宛名システム改修・運用支援		
①委託内容	団体内統合宛名システム改修・運用支援に関する作業を行う	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社 北東北公共ビジネス部	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		
団体内統合宛名システム機器保守		
①委託内容	団体内統合宛名システム機器の保守作業を行う	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社 北東北公共ビジネス部、 【再委託先】富士通ディフェンス&ナショナルセキュリティ株式会社 八戸サービスセンター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託する事務の内容や再委託理由、責任体制、情報セキュリティ対策の内容、再委託先の監督方法などを記載した書類の提出を受け、承認する。
	⑥再委託事項	ハードウェア等保守業務
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	☒ 提供を行っている (1) 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない
----------	---

提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第3欄に掲げる者
------	----------------------------------

①法令上の根拠	・番号法第19条第8号・第15号及び別表 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表
---------	--

②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第4欄に掲げる情報を他機関へ提供するため
------------	--

②提供する情報	情報照会者機関コード、情報提供者機関コード、車務コード等照会に必要なとされる情報
---------	--

④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
-------------------	-------------------	--

⑤提供する情報の対象となる
本人の範囲

・住民基本台帳に記録されている住民
・住民基本台帳に記録されていない住民
・番号法で個人番号の利用が認められている事務において管理されている住民基本台帳に記録されていない住民

⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム	☐ 専用線
	☐ 電子メール	☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	☐ フラッシュメモリ	☐ 紙
	☐ その他 ()	

⑦時期・頻度 他機関へ情報照会を行う必要性が発生した都度

提供先2～5

提供先6~10

提供先11~15

提供先16~20

移転先1	
------	--

①法令上の根拠	
---------	--

②移転先における用途

③移転する情報	
---------	--

④移転する情報の対象となる 本人の数	[	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
-----------------------	---	--

⑤移転する情報の対象となる
本人の範囲

⑥移転方法	☐ 市内連携システム	☐ 専用線
	☐ 電子メール	☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	☐ フラッシュメモリ	☐ 紙
	☐ その他（ ）	

⑦時期・頻度	
--------	--

移転先 0-15

移転先6~10

移転先11~15

移転先16～20

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	関係者や許可された者以外が立ち入りできない、施錠された部屋(コンピュータ室)に保管する。
7. 備考	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
情報照会結果ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民(住登者) ・番号法で個人番号の利用が認められている事務において管理されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)
その必要性	情報提供ネットワークを利用した情報照会・情報提供を行うために、本市における住登者、住登外者を一意に特定する必要があるため。
④記録される項目	100項目以上 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	番号法により定められた情報項目を他機関へ照会する必要があるため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	
⑥事務担当部署	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☒ 行政機関・独立行政法人等 () ☒ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③使用目的 ※		各業務を所管する部署において番号法により定められた情報項目を他機関へ提供を受けるため。
④使用の主体	使用部署	番号法及び八戸市個人番号の利用に関する条例で個人番号を使用できる事務を所管する部署
	使用者数	☐ 100人以上500人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・各業務所管部署が他機関へ情報照会を行った際、照会内容情報ファイルにより照会要求した特定個人情報について、情報照会結果ファイルを中間サーバーから受取り、照会した業務システムへ照会結果を庁内連携する。また、オンラインで参照を行う。
	情報の突合	対象者の取得される特定個人情報は一意となるよう団体内統合宛名番号を使用する。
⑥使用開始日		平成29年7月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1		
団体内統合宛名システム改修・運用支援		
①委託内容	団体内統合宛名システム改修・運用支援に関する作業を行う	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社 北東北公共ビジネス部	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		
団体内統合宛名システム機器保守		
①委託内容	団体内統合宛名システム機器の保守作業を行う	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社 北東北公共ビジネス部、 【再委託先】富士通ディフェンス&ナショナルセキュリティ株式会社 八戸サービスセンター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託する事務の内容や再委託理由、責任体制、情報セキュリティ対策の内容、再委託先の監督方法などを記載した書類の提出を受け、承認する。
	⑥再委託事項	ハードウェア等保守業務
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☒ 移転を行っている (1) 件 ☐ 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	八戸市個人番号の利用に関する条例に定める事務実施者
①法令上の根拠	番号法第9条及び八戸市個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	八戸市個人番号の利用に関する条例に定める事務
③移転する情報	番号法によって定められた情報項目で八戸市が他機関へ照会することができる全情報項目
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民 ・番号法で個人番号の利用が認められている事務において管理されている住民基本台帳に記録されていない住民
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	他機関へ情報照会を行い、情報の提供がされた都度
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	関係者や許可された者以外が立ち入りできない、施錠された部屋(コンピュータ室)に保管する。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

＜基幹宛名情報ファイル＞

1. 番号体系、2. 宛名番号、3. 個人番号、4. 統合宛名番号、5. 世帯番号、6. 住民種別、7. 住民状態、8. 氏名、9. 氏名漢字、10. 氏名カナ、11. 性別、12. 生年月日、13. 生年月日年号、14. 生年月日西暦、15. 続柄、16. 続柄1、17. 続柄2、18. 続柄3、19. 続柄4、20. 最新住所、21. 住所コード、22. 住所、23. 郵便番号、24. 外国人氏名情報、25. 外国人通称名漢字、26. 外国人通称名カナ、27. 外国人氏名優先区分、28. 処理注意理由、29. 更新年月日、30. 更新時間、31. 自治体コード

＜統合宛名番号情報ファイル＞

1. 番号体系、2. 宛名番号、3. 個人番号、4. 統合宛名番号、5. 生年月日、6. 生年月日年号、7. 生年月日西暦

＜符号取得依頼情報ファイル＞

1. 処理通番、2. 個人番号、3. 符号再発行フラグ、4. 要求元コード、5. 実行モード

＜情報提供ファイル＞

1. 番号体系、2. 宛名番号、3. 統合宛名番号、4. 基幹系登録区分、5. 特定個人情報コード、6. データセット識別項目コード、7. データセットレコードのキー、8. 版番号、9. 確定時点、10. 修正日時、11. 公開開始日、12. 公開終了日、13. 行政区コード、14. 情報提供者部署コード、15. 情報提供者ユーザID、以下主務省令第2条の表に定める情報及びデータ標準レイアウトで八戸市が提供しなければならない全項目

＜照会内容情報ファイル＞

1. 番号体系、2. 宛名番号、3. 統合宛名番号、4. 照会依頼日時、5. 情報照会者部署コード、6. 情報照会者ユーザID、7. 情報照会者機関コード、8. 照会側不開示コード、9. 事務コード、10. 事務手続コード、11. 情報照会者機関コード(委任元)、12. 情報提供者機関コード(委任元)、13. 情報提供者機関コード、14. 特定個人情報コード、15. 照会条件区分、16. 照会年度区分、17. 照会開始日付、18. 照会終了日付

＜情報照会結果ファイル＞

1. 番号体系、2. 宛名番号、3. 統合宛名番号、4. 照会依頼日時、5. 情報照会者部署コード、6. 情報照会者ユーザID、7. 情報照会者機関コード、8. 照会側不開示コード、9. 事務コード、10. 事務手続コード、11. 情報照会者機関コード(委任元)、12. 情報提供者機関コード(委任元)、13. 情報提供者機関コード、14. 特定個人情報コード、15. 照会条件区分、16. 照会年度区分、17. 照会開始日付、18. 照会終了日付、19. 情報照会状態、20. 中間サーバー受付番号、21. 照会結果レコード識別番号、22. 提供の求めの日時、23. 有効期間終了日、24. 照会ステータス(明細単位)、25. 照会処理結果メッセージ(明細単位)、26. 照会ステータス(特定個人情報単位)、27. 照会処理結果メッセージ(特定個人情報単位)、28. 完了日時、29. 取りやめ事由コード、30. 不開示コード、以下主務省令第2条の表に定める情報及びデータ標準レイアウトで八戸市が照会できるとされている全項目

Ⅲ リスク対策 ※(7.②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
基幹宛名情報ファイル 統合宛名番号情報ファイル 符号取得依頼情報ファイル 情報提供ファイル 照会内容情報ファイル 情報照会結果ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	データ連携において、必要なデータ項目以外の連携を制限し対象者以外の特定個人情報を保有しないようにしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・システムにおける特定個人情報の連携は、必要となる情報のみに制限している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・操作者の権限に応じたアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。	
その他の措置の内容	・アクセスログを記録し、必要に応じてログの解析を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・責任体制の整備 ・責任者等の届出 ・複写又は複製の禁止 ・教育の実施 ・個人情報の安全管理 ・秘密の保持 ・返還、廃棄又は消去 ・再委託の禁止 ・事故発生時の対応 ・取得の制限 ・立入調査等 ・目的外利用及び提供の禁止	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・番号法及び八戸市個人番号の利用に関する条例で認められた提供及び移転以外に提供及び移転を行わない。		
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜団体内統合宛名システムのソフトウェアにおける措置＞ ・団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 ＜団体内統合宛名システムの運用における措置＞ ①団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法第19条第8号・第15号及び主務省令第2条の表に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜団体内統合宛名システムのソフトウェアにおける措置＞ ・慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)または特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 ＜団体内統合宛名システムの運用における措置＞ ・団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ・中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。		

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
◆不適切な方法で提供されるリスク <団体内統合宛名システムのソフトウェアにおける措置> ・団体内統合宛名システムは自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の提供のみを実施するよう設計されるため、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報提供などを抑止する。 <団体内統合宛名システムの運用における措置> ・団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 <中間サーバーの運用における措置> ・中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ◆誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスクに対する措置 <団体内統合宛名システムのソフトウェアにおける措置> ・団体内統合宛名システムは自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の提供のみを実施するよう設計されるため、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		

その他の措置の内容	◆物理的対策 <八戸市における措置> ・電子計算機の盗難を防ぐため、関係者及び許可された者以外が立ち入りできない、施錠された部屋(コンピュータ室)に保管している。 ・免震構造の市庁舎内にコンピュータ室を設置する。 ・停電によるデータ消失を防ぐため、電子計算機に無停電電源装置を付設する。 ・火災によるデータ消失を防ぐため、施設内に消火設備を完備している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ◆技術的対策 <八戸市における措置> ・ファイアウォール及びVLAN(仮想ネットワーク)により、アクセス制御を行う。 ・ウイルスパターンファイルを定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・情報漏えい対策システムを利用し、外部への意図しない情報漏えいを防止する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報とは、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際には、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置> ・団体内統合宛名システムに連携される住基情報は、住民基本台帳法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)及び第34条(調査)の規定に基づき、実態調査等を行うことにより正確性が担保された情報のみが連携される。税情報等の住登外情報についても同様に、各事務所管課において正確性が担保された情報のみを連携する仕組みとする。 <特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置> ・一定期間を経過した特定個人情報とは、一括でシステムから削除する仕組みとする。 ・特定個人情報の消去にあたっては、消去の必要性があれば、業務責任者の承認を得た上で実施する。	

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分にやっていない ☐ 十分にやっていない
具体的な方法	＜八戸市における措置＞ ・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っている。 ・委託業者に対しては、委託内容に個人情報取扱に対しての別記を添付し契約を締結している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	
＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	八戸市 総務部 総務課 情報公開グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線3011
②請求方法	法令等で定める様式による書面の提出により開示・停止・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	八戸市 総務部 情報政策課 電算処理グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線3211
②対応方法	問い合わせを受け付けた際は、対応内容について記録を残す

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月21日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	番号法別表第二に定められている事務／記載されている業務	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定められている事務／記載されている業務に文言を修正	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	④情報提供機能:各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。	④情報提供機能:各業務で管理している提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月21日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 ※法令上の根拠	番号法第9条第1項・第2項及び八戸市個人番号の利用に関する条例 番号法施行令第20条第1項・第2項、第21条	番号法第9条第1項・第2項及び八戸市個人番号の利用に関する条例	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月21日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号・第15号及び別表第二 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号)	・番号法第19条第8号・第9号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月21日	II 特定個人情報ファイルの概要(統合宛名番号) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法及び八戸市個人番号の利用に関する条例	番号法第9条第1項、2項及び八戸市個人番号の利用に関する条例	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月21日	II 特定個人情報ファイルの概要(情報提供) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 提供先1	番号法第19条第8号 別表第二の第1欄に掲げる者 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 ②提供先における用途 番号法第19条第8号 別表第二の第4欄に掲げる情報を他機関へ提供するため	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第1欄に掲げる者 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 ②提供先における用途 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる情報を他機関へ提供するため	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月21日	II 特定個人情報ファイルの概要(照会内容情報) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 提供先1	番号法第19条第8号 別表第二の第1欄に掲げる者 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 ②提供先における用途 番号法第19条第8号 別表第二の第4欄に掲げる情報を他機関へ提供するため	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第1欄に掲げる者 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 ②提供先における用途 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる情報を他機関へ提供するため	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月21日	II 特定個人情報ファイルの概要(情報照会結果) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法及び八戸市個人番号の利用に関する条例	番号法第9条第1項、2項及び八戸市個人番号の利用に関する条例	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月21日	(別添1)ファイル記録項目	番号法別表第二に定める情報	主務省令第2条の表に定める情報	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月21日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	番号法別表第2及び第19条第15号	番号法第19条第8号・第15号及び主務省令第2条の表	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月21日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	八戸市個人情報保護条例第15条に基づき、必要事項を記入した開示請求書を提出する。	法令等で定める様式による書面の提出により開示・停止・利用停止請求を受け付ける。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない

[illegible]